

第358回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和元年 9月

矢 板 市

提出議案説明書

第358回矢板市議会定例会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、補正予算5件、決算の認定8件、条例の制定2件、条例の一部改正3件、人事案件3件、その他2件の計23件であります。

議案第1号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ4億4,790万円を追加計上し、予算総額を148億1,260万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出からご説明申し上げます。

総務費におきましては、財政管理費、庁舎管理整備費、財産管理費、企画調整費及び賦課徴収費に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、社会福祉総務費、児童福祉対策事業、児童措置費等に係る経費を追加計上し、国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金に係る経費を減額いたしました。

農林水産業費におきましては、畜産振興事業、農業経営基盤強化促進対策事業、日本型直接支払事業及び新山村振興対策事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、商業振興費及び観光施設費に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、市道維持管理費、市道舗装修繕費、認定外道路整備事業、河川維持事業、都市計画事業推進費及び市営住宅整備事業に係る経費を追加計上いたしました。

消防費におきましては、防災活動推進事業に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小中学校一般管理費、小中学校施設大規模改修事業、社会教育振興費、文化財保護費及び公民館費に係る経費を追加計上し、少年指導センター費に係る経費を減額いたしました。

また、職員給与費等につきましても、4月の人事異動による過不足の調整を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債及び環境性能割交付金を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

あわせまして、地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第2号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ8,442万円を追加計上し、予算総額を32億1,192万円に補正しようとするものであります。

歳入には、支払基金交付金及び繰越金を追加計上し、介護保険料、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額いたしまして、歳出には、総務費及び基金積立金を追加計上し、地域支援事業費を減額いたしました。

議案第3号 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ2,006万4千円を追加計上し、予算総額を37億2,196万4千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰越金及び諸収入を追加計上し、繰入金を減額いたしまして、歳出には、保健事業費及び諸支出金を追加計上し、総務費を減額いたしました。

議案第4号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出からそれぞれ642万7千円を減額し、予算総額を7億3,997万3千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金を減額いたしまして、歳出には、下水道管理費を減額いたしました。

議案第5号 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を370万円増額し、水道事業費用総額を6億7,770万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を60万円増額し、資本的支出総額を5億1,760万円に補正しようとするものであります。

議案第6号から議案第13号までの8議案については、平成30年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計の決算の認定についてであり、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、それぞれ議会の認定に付するものであります。

参 考 地 方 自 治 法（抜すい）

（決算）

第233条 第1項及び第2項省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 省略

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類そ

の他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

以下省略

参 考 地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条 第1項から第3項まで省略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（カッコ内省略）に付さなければならない。

以下省略

議案第14号 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第16号 矢板市印鑑条例の一部改正については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市市税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 矢板市水道事業給水条例の一部改正については、水道法の一部を

改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が施行されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 教育委員会教育長の任命同意については、本市教育委員会教育長であります村上雅之氏が、令和元年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の教育長に同氏を再任することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第20号 教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員会委員であります矢板秀臣氏が、令和元年9月30日をもって任期が満了になりますので、後任の委員に、XXXXXXXXXX、宮本福德氏を任命することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条 第1項省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の

同意を得て、任命する。

以下省略

議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります平山和博氏が、令和元年12月31日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、XXXXXXXXXX、齋藤兆正氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

第2項省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第22号 工事請負契約の締結については、矢板市デジタル防災行政無線（移動系）新設工事を実施するため、契約を締結することについて、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（抜すい）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参 考 地方自治法(抜すい)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

以下省略

議案第23号 平成30年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成30年度矢板市水道事業会計の利益剰余金の処分を行うにあたり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法(抜すい)

(剰余金の処分等)

第32条 第1項省略

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

以下省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。